資料１

次期「させぼっ子未来プラン」構成案

★自治体こども計画の目的★

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくこと

★佐世保市総合計画（後期基本計画）・子ども未来政策★

（部局の使命）
子どもが一個の人格として尊重され、最善の利益を享受しながら健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現

計画策定に係る基本的な考え方【第1回分科会・資料2から抜粋】（再掲）

1.計画策定の趣旨

■計画の趣旨

- 佐世保市では、子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めながら、心豊かな人を育むまちを目指すため、子ども・子育て分野のマスタープランである「第2期 新させぼっ子未来プラン」を策定し、各種施策・事業を展開していますが、当該プランの終期が令和6年度であることから、令和7年度を始期とする次期プランの策定が必要となっています。
- 少子化の問題や核家族化の進行、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加等に見られるライフスタイルの多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、子ども・子育ての分野において、佐世保市としてどのような方向性や考えをもって対応していくのかを明示する必要があることから、次期計画に関しては、子どもや子育てに係る実態を改めて把握するとともに、様々な市民ニーズ等を国や長崎県、関係機関等の動向を踏まえて各種施設・事業に反映させながら、計画的に推進することを意図し策定するものです。

2.計画の位置づけ

- 本計画は、本市のまちづくりの指針である「佐世保市総合計画」を上位計画とし、「佐世保市地域 福祉計画」などの関連する政策分野の計画と整合を図りながら、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画とします。
- また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画及び、こども基本法に基づく、こども大綱を勘案した市町村こども計画を一体化した計画として位置づけます。

第7次佐世保市総合計画（後期基本計画）

※整合を図る計画
地域福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、障がい者プラン、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、けんこうシップさせぼ21　等

次期「させぼっ子未来プラン」（案）

位置付けるもの	**次世代育成支援佐世保市行動計画** 次世代育成支援対策法に基づく市町村行動計画 **佐世保市子ども・子育て支援事業計画** 子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画 **こども基本法に基づく** 市町村こども計画（※こども大綱を勘案）
内容を含むもの	● 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づくひとり親家庭等自立促進計画 ● 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画 ● 子ども・若者育成支援法に基づく市町村行動計画

計画策定に係る基本的な考え方

3. 次期「させぼっ子未来プラン」と関係法令等との関係性

次期「させぼっ子未来プラン」

市町村こども計画

法律名	計画名称	個別計画策定	法令等に基づく市町村こども計画としての必要事項	次期プランに盛り込む内容
こども基本法	**市町村こども計画**	**努力義務**	**○子ども・若者育成支援推進法第８条第２項各号に掲げる事項（義務） ○子どもの貧困対策の推進に関する法律第８条第２項各号に掲げる事項（義務） ○少子化対策基本法第７条第１項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策（義務） ○その他、各法令に基づく計画（努力義務）**	**下記の３つの法令に基づく計画を網羅**
子どもの貧困対策の推進に関する法律	市町村計画	努力義務	【子供の貧困対策に関する大綱・基本的方針】 （1）教育の支援 （2）生活の安定を資するための支援 （3）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 （4）経済的支援	● 妊娠活動期から子育て期にわたる切れ目ない支援 ● ひとり親世帯への支援（就業支援など） ● 経済的支援（児童扶養手当など）　等
子ども・若者育成支援推進法	**市町村こども・若者計画**	**努力義務**	**【子供・若者育成支援推進大綱・基本的方針】 （1）全ての子ども・若者の健やかな育成 （2）困難を有する子ども・若者やその家族の支援 （3）創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援 （4）子ども・若者の成長のための社会環境の整備 （5）子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援**	**● こどもの居場所づくり ● 子育て支援 ● 児童虐待、自殺、貧困等の対策　等**
少子化対策基本法	**－**	**計画策定に関する規定なし**	**【少子化社会対策大綱・主な施策】 （1）結婚支援 （2）妊娠・出産への支援 （3）仕事と子育ての両立 （4）地域・社会による子育て支援 （5）経済的支援**	**● 妊娠・出産への支援（不妊治療など） ● 仕事と子育ての両立 ● 地域での子育て支援 ● 経済的支援（児童手当など）　等**

市町村こども計画と一体的に策定する計画

法律名	計画名称	個別計画策定	法令等に基づく計画としての必要事項	次期プランに盛り込む内容
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画	義務	○施策の目標・ＫＰＩ ○施策毎具体的な取組内容及び実施時期（現行プランＰ22～48）	● 目標値の設定（ＫＰＩ） ● 施策の具体的な取組内容
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画	義務	○教育・保育提供区域の設定（現行プランＰ50） ⇒地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を設定する ○教育・保育提供区域における各年度の教育・保育の量の見込及び提供体制の確保並びに実施時期（現行プランＰ50～53） ○各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保並びにその実施時期（現行プランＰ54～64） ○確保方策（体制）の内容（現行プランＰ65）	● 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保 ● 地域子ども・子育て支援事業（１３事業）の量の見込み及び提供体制の確保
母子及び父子並びに寡婦福祉法	ひとり親家庭等自立促進計画	努力義務	支援・取り組み内容（現行プランＰ37～38） ・生活支援　・経済的支援　・就業支援　・相談体制の充実 【参考：他都市の状況】 支援・取組内容（カテゴリー別） （1）相談体制及び情報発信の充実　（2）就業支援 （3）子育て・生活支援　（4）経済的支援・養育費の確保 （5）子どもへの支援	● 生活支援 ● 経済的支援 ● 就業支援 ● 相談体制の充実

計画策定に係る基本的な考え方【第1回分科会・資料2から抜粋】（再掲）

4.第7次佐世保市総合計画（後期基本計画）（令和6年度～9年度）における子ども未来政策の位置づけ

総合計画政策・施策体系

分野	政策	施策	
ひと	子ども未来政策	① 母子保健の推進	② 地域での子育て支援
		③ 幼児教育・保育の充実	④ 経済的支援の推進
	教育政策	① 学校教育の充実	② 豊かな心を育むまちづくり
		③ 生涯学習の充実	
しごと	経済政策	① 観光の振興	② 地場企業の振興
		③ 企業立地の推進	④ ふるさと納税制度の推進
		⑤ 競輪事業収益の確保	
	農林水産政策	① 農林業の振興	② 水産業の振興
まち	都市政策	① 持続可能な都市形成と拠点の再生	② 安全で快適な住環境の確保
		③ 公園の適切な管理・運営	
	上下水道政策	① 水の安定供給の推進	② 公共下水道の普及と安定処理
	土木政策	① 市内の円滑な循環を阻害する渋滞箇所等の改善	
		② 土木施設の安全・機能確保	
	環境政策	① カーボンニュートラルの推進	② 環境保全活動の推進
		③ ごみの減量化と適正処理の促進	
	港湾政策	① 人流と物流を支えるみなとづくり	
	基地政策	① 基地との共存共生の推進	
くらし	市民生活政策	① 地域コミュニティの活性化の推進	② 安全安心施策の推進
		③ 人権尊重と男女共同参画社会の推進	
	保健福祉政策	① 健康づくりの推進	② 質の高い地域医療体制の確保・充実
		③ 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり	
		④ 障がい者の自立と社会参加の環境づくり	
		⑤ 健康を守る安全な生活環境づくり	⑥ 国民健康保険事業等の適切な実施
		⑦ 生活保護の適正な実施と自立促進	
	文化スポーツ政策	① 文化振興・国際交流の推進	② スポーツの充実
	消防政策	① 火災や自然災害対策の推進	② 救急・救助の高度化
		③ 火災予防対策の推進	
	防災危機管理政策	① 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化	
行政経営	経営1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進		
	経営2 市民の視点に立った行政基盤の整備		
	経営3 健全で持続可能な財政運営の推進		
	経営4 効果的で効率的な行政運営の推進		
	経営5 魅力あふれる持続可能な地域づくり		

総合計画・子ども未来政策の施策体系

⇒

次期プランの施策体系

【施策1】母子保健の推進

◆施策の方向性	●妊娠・出産等に関する知識の普及 ●母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減 ●子どもの療育と発達支援

【施策2】地域での子育て支援

◆施策の方向性	●地域における子育て支援の充実 ●地域における子どもの健全育成

【施策3】幼児教育・保育の充実

◆施策の方向性	●幼児教育・保育における量の確保と質の向上 ●幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

【施策4】経済的支援の推進

◆施策の方向性	●経済的支援の推進

政策を支える包括的な事務事業群

計画策定に係る基本的な考え方

5.計画体系の整理について

国の関係法令及び佐世保市総合計画（後期基本計画）を踏まえて、

次期「させぼっ子未来プラン」の計画体系については、
国の法令単位での個別計画ではなく、

本市の上位計画である「佐世保市総合計画」において掲げる政策・施策体系に基づき整理することとし、佐世保市総合計画との整合性を図ります

また、国の関係法令に基づく個別計画の盛り込むべき内容は、次期プランにおける各施策において内容を包含するものとします

【参考】第７次佐世保市総合計画（後期基本計画）から抜粋

３．基本計画の政策・施策体系

基本構想では、「ひと」「しごと」「まち」「くらし」の４つの分野において、本市が目指すべき都市像を設けました。

基本計画では、これらの都市像を実現するための政策、施策等を主な内容として策定されています。

「政策」…　目指すべき社会状態に変化させるための方針（基本構想に掲げる４つの都市像を実現するために、望まれる姿や課題、今後の方向性を示すもの）

「施策」…　目指すべき社会状態に変化させるために行う行政活動（政策を実現するための基本的な目的・目標）

計画体系（案）

【現行】第2期新させぼっ子未来プラン	次期「させぼっ子未来プラン」	国の関係法令
第１章　計画の概要 1　計画策定の背景と趣旨 2　計画の名称 3　計画の位置づけ 4　計画期間 5　計画の策定体制	第１章　計画の概要 1　計画策定の背景と趣旨 2　計画の名称 3　計画の位置づけ 4　計画の対象　新設 5　計画期間 6　計画の策定体制	
第２章　現状と課題 1　佐世保市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題 2　市民アンケート調査結果の概要 3　佐世保市の今後の課題	第２章　現状と課題 1　佐世保市の子ども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題　変更 2　市民アンケート調査結果の概要 3　子ども・若者への意見聴取　新設 4　佐世保市の今後の課題	こども基本法
第３章　計画の基本方針 1　佐世保市の子育てにおける将来像 2　施策の推進 3　計画の体系 4　包括的重点プロジェクト　削除	第３章　計画の基本方針 1　佐世保市の子育てにおける将来像 2　施策の推進 3　施策の体系　変更	
第４章　具体的な取組 1　母子保健の推進と安心な育児環境の充実 2　地域での子どもと子育ての支援 3　幼児教育・保育の充実	第４章　具体的な取組 1　母子保健の推進　変更 2　地域での子育て支援　変更 3　幼児教育・保育の充実 4　経済的支援の推進　新設 5　施策を支える包括的な取組　新設	・次世代育成対策支援推進法 ・子ども・若者育成支援推進法 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律 ・少子化対策基本法 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法
第５章　子ども・子育て支援事業計画 1　教育・保育提供区域の設定 2　教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期 3　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期 4　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	第５章　子ども・子育て支援事業計画 1　教育・保育提供区域の設定 2　教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期 3　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期 4　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	子ども・子育て支援法
第６章　計画の推進体制	第６章　計画の推進体制	
資料編	資料編	

第１章　計画の概要

1-1 計画策定の背景と趣旨

国の動向や佐世保市の現状を踏まえて記載

- わが国における子ども・若者・子育てを取り巻く諸問題
- 社会情勢の変化
- 令和５年４月に「こども家庭庁」の創設、「こども基本法」の施行
- 令和５年１２月に「こども大綱」と「こども未来戦略」の策定

1-2 計画の名称

今後、検討予定

1-3 計画の位置づけ

○国・長崎県・佐世保市との関係

国

- こども基本法
- 次世代育成支援対策推進法
- 子ども・子育て支援法
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- 子ども・若者育成支援推進法
- 少子化対策基本法

こども大綱
「少子化対策大綱」
「子供・若者育成支援推進大綱」
「子供の貧困対策に関する大綱」
を一元化

勘案

現在策定中

長崎県

次期長崎県子育て条例行動計画

勘案

根拠

勘案

上位計画

第７次
佐世保市総合計画
（後期基本計画）

佐世保市関連計画

・佐世保市地域福祉計画
・佐世保市教育振興基本計画　　など

整合
連携

佐世保市

次期「させぼっ子未来プラン」
（令和７年度～１１年度）

【一体的に策定】
・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」
・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

新規
・こども基本法に基づく「市町村こども計画」
・子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」
・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」

・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」

1-4 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和７（２０２５）年度から令和１１（２０２９）年度までの５年間とします。
- なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化、法改正など国の動向等を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。

1-5 計画の対象

新

- 本計画の対象は、国のこども大綱に準じて子ども・若者（おおむね０歳から３０歳未満まで）及び子育て世帯とします。
- 本計画において、「子ども」はおおむね１８歳未満を指すものとします。「若者」はおおむね思春期から３０歳未満までを指すものとしますが、施策によっては４０歳未満までを対象とする場合があります。また、「子ども」と「若者」は、一部重複します。

※　こども・若者に関する呼称について

こども基本法第２条では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、こどもに対する施策を切れ目なく提供することができるよう、年齢の上限を設けていません。しかしながら、こうした語の定義が一般的に広く理解されているとはいえず、こども大綱においても「こども」と「こども・若者」という呼称が混在しています。

こうした状況を踏まえ、本計画においては、18 歳未満までの者を指す場合は「こども」、思春期（15 歳程度）以上の年齢の者を指す場合は「若者」、両者を合わせて指す場合は「こども・若者」という呼称を用いることとしています。

なお、以下の表のように、こども・若者に関する呼称と年齢区分は法律等によって様々です。本計画においても、法律名や施策名等の固有名詞や各施策の説明等において、以下の呼称を使用する場合があります。

＜こども・若者に関する様々な呼称と年齢区分＞

呼称【根拠法令等】	年齢区分の定義
子ども【子ども・子育て支援法】	18 歳未満
若者【こども大綱】	思春期、青年期（おおむね義務教育終了後から 30 歳未満。施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期も含む）
乳幼児【児童福祉法】	義務教育年齢に達するまで ※乳児（生後０日から満１歳まで）と幼児（満１歳から小学校入学まで）の総称）
就学前児童【子ども・子育て支援法】	18 歳未満のうち、小学校就学の始期に達するまで
児童【児童福祉法】	18 歳未満
児童【学校教育法】	小学生
生徒【学校教育法】	中学生

出典：姫路市こども計画＜素案＞

1-6 計画の策定体制

（１）佐世保市子ども・子育て会議

（２）未就学児の保護者を対象とした子ども・子育てに関するアンケート調査

新 （３）こども基本法（こども等の意見の反映）の趣旨を踏まえた調査

① 小・中学生及び保護者を対象としたアンケート
② 子ども・若者、子育て世代を対象としたインタビュー
③ 障がい児の保護者、子どもと日常的な接点がある子育て支援団体等へのインタビュー

（４）長崎県が実施する関連調査

① 子どもの生活に関する実態調査
新 ② 学校・教育に関するこどもアンケート

（５）パブリックコメント

第２章　現状と課題

2-1 佐世保市のこども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題

＜現行プラン＞

項目	記載する現状指標（例）
1　少子化の進行	①年齢3区分別人口の推移 ②18歳未満人口の推移 ③未就学児・小学生人口の推計 ④出生数及び合計特殊出生率の推移
2　子どもの貧困	①所得階層別世帯割合 ②子どもを育てていく上で必要と思う支援
3　核家族化の進行	①世帯構成割合の推移
4　共働き世帯の増加	①女性の就業率の状況 ②共働きの世帯の割合 ③在宅及び保育所・幼稚園・認定こども園利用の状況

※国勢調査などの様々な統計データからピックアップ

＜次期プラン＞

項目	記載する現状指標（例）
1　人口の推移（変更）	①総人口の推移（新設） ②年齢3区分別人口の推移 ③18歳未満人口の推移 ④未就学児・小学生人口の推計
2　人口動態（変更）	①転入・転出者数の推移（新設） ②婚姻・離婚件数の推移（新設）
3　子どもの貧困	①所得階層別世帯割合 ②子どもを育てていく上で必要と思う支援
4　世帯の状況（変更）	①世帯構成割合の推移 ②ひとり親世帯の推移（新設）
5　出生の状況（変更）	①出生数の推移 ②合計特殊出生率の推移
6　就業の状況（新設）	①女性の就業率の状況 ②共働きの世帯の割合 ③在宅及び保育所・幼稚園・認定こども園利用の状況 ④待機児童数の推移（新設）

2-2 市民アンケート調査結果の概要

子ども・子育て支援法に基づき、本年３月に実施した０歳から５歳児の保護者を対象とした、子ども・子育て実態ニーズ調査の概要及び結果を記載

2-3 子ども・若者、子育て当事者等への意見聴取

こども基本法の趣旨を踏まえて、本年５月に実施した小・中学生及び保護者を対象としたアンケート調査をはじめ、一般企業で働く若者世代及び障がいのある子ども等を対象としたインタビューの概要及び結果を記載

参考【第１回分科会・資料2から抜粋】

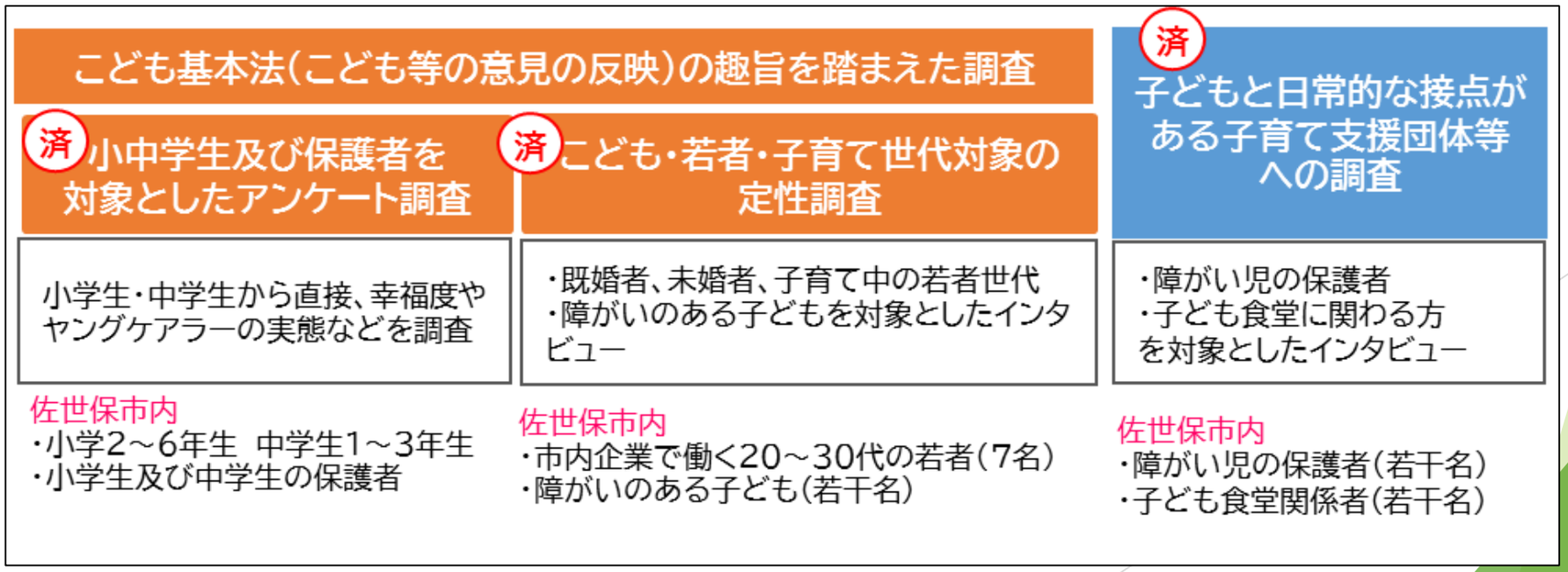

2-4 佐世保市の今後の課題

施策	今後の課題【第1回分科会・資料6から抜粋】
施策１　母子保健の推進	● 子どもや子育て家庭を支えてきた地域社会における子育て機能の低下を受け、妊娠、出産、子育て等の面で市民ニーズが多様化しています。 ● また、児童虐待やヤングケアラーについて、相談や通告等が増加する傾向にあります。
施策２　地域での子育て支援	● 身近な地域に相談できる相手がいないため、助け合う機会も少なくなっていることから、子育て家庭が孤立し、その負担感が増大しています。 ● また、子どもの放課後における生活をめぐっては、核家族化の進展や女性の社会進出等の変化に伴い、その過ごし方が多様化し、居場所について、ニーズの高まりとともに、質の確保も求められています。
施策３　幼児教育・保育の充実	● ライフスタイルや就業形態 等が多様化する中、幼児教育・ 保育へのニーズもきめ細かなものに変化しています。 ● 一方、乳幼児期は人格形成の 基礎を培う大事な時期であることから、幼児教育・保育において、質の向上が求められています。
施策４　経済的支援の推進	● 子どもや子育て家庭においては、経済的な不安定さや子育てや教育にかかる費用負担 などから多くの市民が子育てに係る経済的な不安を感じて います。
施策を支える包括的な取組	● 男性の育児休業取得率は上昇しているものの、依然として低い状況であり、「共働き・共育て」における仕事と子育ての両立に不安を感じている市民が半数程度存在しています。 ● 子育てと仕事が両立できる 職場環境づくりにおいては、多くの市民が重要であると感 じながらも、約半数の市民が不満であると感じています。 ● 時代の流れを踏まえて、若い世代の方や子育て世帯が必要とする情報について、手軽にたどり着き、わかりやすく知ることができるかが重要となります。 ● こども基本法に基づき、こども施策の推進にあたって、こどもや若者の意見を聴き、施策に反映していくことが求められます。

※第4章においても記載（P20～24）

第３章　計画の基本方針

3-1 佐世保市の子育てにおける将来像

○第７次佐世保市総合計画（後期基本計画）から抜粋

第2章 将来像

1．佐世保市の将来のイメージ

海風 薫り 世界へはばたく “キラっ都”SASEBO

日本本土最西端の地である佐世保。
平成から令和へ大きな時代の節目を迎え、
佐世保が持つ可能性を形にすべく、
本市も今まさに新時代へ進もうとしています。
市民が育んできた“寛容性”と“多様性”を地域の誇りとしながら、
異文化理解や英語教育によるグローバルな人材育成、
海外クルーズ客船の寄港など、
世界に目を向けた事業を積極的に展開していく。
そして、世界にきらめく感動を広げたい。
海風薫る日本の最西端・佐世保が、国際都市“SASEBO”として、
世界へ羽ばたきます。

2．各分野において目指す都市像

人口減少局面において、本市が目指すべき都市像は、わかりやすく提示するため、一定の方向性を共有する政策ごとのまとまりで、具体性のあるものとして表します。

次期「させぼっ子未来プラン」は「ひと」分野！

ひと
学力、体力、豊かな心、
共感力等の育成に重きを置いて
取り組むことを表す都市像
育み、学び、認め合う
「人財」育成都市

しごと
活力ある産業の育成により
国際競争を勝ち抜くことを
表す都市像
活力あふれる
国際都市

みんなのさせぼ

まち
人口減少・高齢社会に対応するため
都市圏の中心市として将来を見据えた
計画的なまちづくりを目指す都市像
西九州を牽引する
創造都市

くらし
地域の力（市民力）で
安心な社会を築いていくことを
表す都市像
地域が社会を築く
安心都市

基本構想 ― 第2章 将来像

ひと ― 育み、学び、認め合う「人財」育成都市 子ども未来政策

政策名

子ども未来政策

施策1：母子保健の推進
施策2：地域での子育て支援
施策3：幼児教育・保育の充実
施策4：経済的支援の推進

望まれる姿

子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち

部局の使命

子どもが一個の人格として尊重され、最善の利益を享受しながら健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値（令和3年度）	目指す方向
合計特殊出生率※	1.67（令和３年）	↗
子ども女性比	0.21329（令和３年）	↗

問題点の整理

≪施策1≫

- 子どもや子育て家庭を支えてきた地域社会における子育て機能の低下を受け、妊娠、出産、子育て等の面で市民ニーズが多様化しています。
- また、児童虐待について、市民の意識の高まりなどから、虐待に係る相談や通告等が増加する傾向にあります。

≪施策2≫

- 身近な地域に相談できる相手がいないため、助け合う機会も少なくなっていることから、子育て家庭が孤立し、その負担感が増大しています。また、子どもの放課後における生活をめぐっては、核家族化の進展や女性の社会進出等の変化に伴い、その過ごし方が多様化し、居場所について、ニーズの高まりとともに、質の確保も求められています。

3-2 施策の推進

≪施策１≫母子保健の推進

安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、児童虐待の未然防止等の観点から、育児不安の軽減に資する様々な取組を推進します。

≪施策２≫地域での子育て支援

地域における子育て支援の充実を図るとともに、子どもと子育てに関して、地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

≪施策３≫幼児教育・保育の充実

幼児教育・保育における量の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに応じた多様な事業・サービスの展開を図ります。

≪施策４≫経済的支援の推進

安心して子育てができるよう、市民の利便性等を考慮した各制度の適切な運用を通じて、 子育て家庭への経済的支援の取組を推進します。

≪施策を支える包括的な取組≫

3-3 施策の体系

望まれる姿	施策	施策の方向性
子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち	施策１　母子保健の推進	(1)　妊娠・出産等に関する知識の普及
		(2)　母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減
		(3)　子どもの療育と発達支援
	施策２　地域での子育て支援	(1)　地域における子育て支援の充実
		(2)　地域における子どもの健全育成
	施策３　幼児教育・保育の充実	(1)　幼児教育・保育における量の確保と質の向上
		(2)　幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開
	施策４　経済的支援の推進	(1)　経済的支援の推進
	新設 施策を支える包括的な取組	(1)　子ども･若者の育成･支援
		(2)　親や子の居場所づくり
		(3)　共働き･共育ての推進
		(4)　子育て情報提供と相談体制の充実

3-4 こども施策に関する重要事項と次期計画の対応について

こども大綱が求める子ども施策は、佐世保市で既に行っている施策に加えて横断的な取組となるため、
「施策を支える包括的な取組」及び「教育委員会との協業による取組」として新たに活動を推進します

	こども大綱の方針に沿った、こども施策に関する重要事項	次期「させぼっ子未来プラン」で対応する計画	
ライフステージを通した重要事項	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	新規	施策を支える包括的な取組 （1）子ども・若者の育成・支援
	多様な学びや体験、活躍できる機会づくり	既存	施策②地域での子育て支援 （2）地域におけるこどもの健全育成
	こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供	新規	施策を支える包括的な取組 （1）子ども・若者の育成・支援
	こどもの貧困対策	新規	施策を支える包括的な取組 （1）子ども・若者の育成・支援
	障害児支援・医療的ケア児等への支援	既存	施策①母子保健の推進 （3）子どもの療育と発達支援
	児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援	既存	施策①母子保健の推進 （2）母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減
	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み	新規	施策を支える包括的な取組 （1）子ども・若者の育成・支援
ライフステージ別の重要事項	**・子どもの誕生前から幼児期まで**		
	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	既存	施策①母子保健の推進 （2）母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減
	こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と学びの充実	既存	施策①母子保健の推進 （2）母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減
	・学童期・思春期		
	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	市教委	教育委員会との協業による取組
	居場所づくり	新規	施策を支える包括的な取組 （2）親や子の居場所づくり
	小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	既存	施策①母子保健の推進 （2）母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減 施策②地域での子育て支援 （2）地域におけるこどもの健全育成
	成長年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	新規	施策を支える包括的な取組 （4）子育て情報提供と相談体制の充実
	いじめ防止	市教委	教育委員会との協業による取組
	不登校のこどもへの支援	市教委	教育委員会との協業による取組
	校則の見直し	市教委	教育委員会との協業による取組
	体罰や不適切な指導の防止	市教委	教育委員会との協業による取組
	高校中退の予防、高校中退後の支援	県教委	長崎県教育委員会による取組
	・青年期		
	高等教育の修学支援、高等教育の充実	県教委	長崎県教育委員会による取組
	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	新規	施策を支える包括的な取組 （1）子ども・若者の育成・支援
	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	新規	施策を支える包括的な取組 （1）子ども・若者の育成・支援
	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	新規	施策を支える包括的な取組 （4）子育て情報提供と相談体制の充実
子育て当事者への支援に関する重要事項	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	既存	施策④経済的支援の充実 （1）経済的支援の充実
	地域子育て支援、家庭教育支援	既存	施策②地域での子育て支援 （2）地域におけるこどもの健全育成
	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大	新規	施策を支える包括的な取組 （3）共働き共育ての推進
	ひとり親家庭への支援	既存	施策①母子保健の推進 （2）母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減 施策④経済的支援の充実 （1）経済的支援の充実

第４章　具体的な取り組み

4-1 施策１　母子保健の推進

ひと一育み、学び、認め合う「人財」育成都市　子ども未来政策

施策１　母子保健の推進

施策の目的

保護者が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
乳幼児健康診査受診率	95.0%	96.0%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 母子の健康管理や育児不安の軽減等に資する各種支援について、日頃から情報の収集に努めるとともに、必要に応じた適切な利活用を図りながら、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

- **妊娠・出産等に関する知識の普及**　地域包括ケア
  幼児期から思春期における健康教育や啓発活動等を通じ、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を図ります。

- **母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減**　地域包括ケア
  地域で孤立することなく、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、すこやか子どもセンターを中心に、妊娠期から切れ目のない母子への支援に努めるとともに、子育て家庭の多様なニーズに対応した相談・支援の充実を図ります。
  また、関係機関と連携・協力しながら、虐待が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、各事案が抱える様々な問題へ包括的な支援を実施することで、育児不安等の軽減を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

- **子どもの療育と発達支援**
  障がいや発達に心配のある子どもに対する療育支援にあたり、子ども発達センターを中心に、保健・福祉・医療・保育・教育分野等における関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、子どもの通う保育所・幼稚園や学校等の訪問による施設支援等を行います。

民間の役割

- 産科や小児科などの医療機関や助産師会、民生委員・児童委員、地域の子育て支援の関係団体等は相互に連携することで、妊娠期から切れ目のない包括的なサポート体制で支援を行います。

30

出典：第7次佐世保市総合計画（後期基本計画）

現状・課題の抽出【第1回分科会・資料6から抜粋】

1 母子保健の推進	妊娠・出産等に関する知識の普及	○望まない妊娠・出産による虐待のリスクの減少に向けた対応	「子どもの人数」…理想的な子どもの人数について、半数(53.3%)が「3人」と回答しているが、実際(現実的)には「2人」となっている状況	実態ニーズ調査【問31①②】
		○未成年の望まない妊娠による人工妊娠中絶の減少に向けた対応	「子どもの人数」…理想の子どもの人数よりも現実的に少ない理由として「経済的な負担が大きい」と回答した人が43.5%と最も高い	実態ニーズ調査【問32】
		○市内の乳幼児期から学齢期までにおける一貫した性教育の普及	佐世保市の出生数は2022年時点で1,639人」であり、前年比マイナス118人減少し、2012年からの10年間で約700人減少している	統計データ(佐世保市)
		○学生の頃から妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、将来のライフプランを考えるための啓発活動	佐世保市の婚姻件数は2020年時点で「1,071件」であり、2010年からの10年間でマイナス337件減少	統計データ(佐世保市)
		○食育の推進による健全な食習慣、子どものアレルギー対策に関する啓発	全国の「平均初婚年齢」…夫31.1歳、妻29.7歳(令和5年)であり、平成17年の夫29.8歳、妻28.0歳と比較すると初婚年齢は上昇	統計データ(厚生労働省)
	母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減	○妊娠・出産・育児に関する問題の複雑化や子育て家庭の孤立化	「乳幼児健診などの母子保健サービス」…82.5%の人が「重要」であると回答(前回から約10ポイント上昇)、また約83%の人が「満足」「やや満足」と回答(前回から5.6ポイント上昇)	実態ニーズ調査【問35①】
		○民間を含めた地域資源を活用した身近な地域での支援体制の構築	「子育てに困ったときの相談窓口」…「重要度」については60.9%の人が「重要」であると回答(前回から約20ポイント上昇)、また約「満足度」についても約64%の人が「満足」「やや満足」と回答(前回から約15ポイント上昇)	実態ニーズ調査【問35⑨】
		○産科、小児科医療機関等の関係機関との連携		
		○児童虐待の未然防止	「児童虐待相談対応件数(新規)」…284件(令和5年度)であり、平成25年度からの10年間で193件増加	統計データ(佐世保市)
		○乳幼児の不慮の事故の未然防止		
		○災害時の妊婦や乳幼児に対する支援	妊娠・出産期における各種サービスの要望 (産後の買い物サービス・おむつやミルク代の補助・施設における授乳室やおむつ替え場所の充実等)	実態ニーズ調査【自由回答】
		○保護者の養育上の問題による子育て短期支援事業のニーズの高まり		
		○ヤングケアラーへの支援	子どもの健康・成育に対する支援の要望 (健診回数の増・発達状況の診断機会の充実・グレーゾーンの子どもの居場所等)	実態ニーズ調査【自由回答】
	子どもの療育と発達支援	○療育関係者のスキルの向上	「子ども発達センターの診療件数」…13,171件(令和5年度) 10年前の平成25年度の件数(9,443件)と比較し、3,728件の増加	統計データ(佐世保市)
		○医療的ケア児の支援を含めた公平・公正な保育の利用	児童発達支援事業所に対する意見・要望 (1日に1ヶ所しか行けないため、ある所は40分しか支援を受けられず、その後の預け先がなく支障がある) (相談事業所の存在意義に対する疑問)	実態ニーズ調査【自由回答】
		○子ども発達センター等の関係機関や事業所間の連携	子どもの発達支援に関する要望 (発達センターの受診も時間がかかる(半年待ちなど)・発達に心配のある子どもに対する支援の場の充実)	実態ニーズ調査【自由回答】
		○子ども発達センターの新患の待ち期間の更なる短縮	子どもの発達支援に関する意見・要望 ・発達障害に対して知識を広めてほしい(小学生保護者) ・みんなに発達障害について勉強会が各学校であると良いと思う(小学生保護者) ・発達障害(グレーゾーン)の子どもたちや不登校の子どもたちに対して、学校の先生たちの理解や支援が低いと感じる(中学生保護者)	小・中学生保護者アンケート【自由回答】

佐世保市の今後の課題

- 子どもや子育て家庭を支えてきた地域社会における子育て機能の低下を受け、妊娠、出産、子育て等の面で市民ニーズが多様化しています。
- また、児童虐待やヤングケアラーについて、相談や通告等が増加する傾向にあります。

具体的な取組

【妊娠・出産等に関する知識の普及】
・幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進　など

【母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減】
・安全で健やかな妊娠・出産への支援
・児童虐待の未然防止　　など

【子どもの療育と発達支援】
・子ども発達センターと地域での障がい児支援　など

4-2 施策２　地域での子育て支援

施策２　地域での子育て支援

施策の目的

子どもの健全育成に資する居場所づくりを推進し、子育て家庭が、地域で支えられながら楽しく子育てできるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
地域子ども・子育て支援事業の平均利用回数	30.9 回	50 回

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 身近にいる子どもに関心を持ってふれ合い、地域の親睦を深めながら子どもを育てる活動を進めることが望まれます。

施策の方向性

- 地域における子育て支援の充実　地域包括ケア

未就園児とその保護者が相互に交流等を行う「地域子育て支援センター」を拠点に、認定こども園における「子育て支援事業」との連携等を図るほか、子育て等の援助を受ける方とその援助を行う方との相互援助活動をコーディネートするファミリーサポートセンター等の事業により、地域における子どもと子育ての支援を進めます。
また、子育てに関する育児相談や講演会などの啓発の場を通じて、子育てに対する不安や負担感の緩和を図り、子育て家庭を地域全体でサポートしていきます。

- 地域における子どもの健全育成　地域包括ケア

放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する地域での居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取組を進めます。
また、名切地区の中央公園内に官民連携のもとで整備した「屋内遊び場」のほか、子ども・子育てを通じ人が集い、繋がり合う場を提供します。

民間の役割

- 町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、NPO 法人などは、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、子どもを育てる活動を積極的に進め、子育てに係る地域コミュニティの輪を広げるよう努めます。

31

ひと一育み、学び、認め合う「人財」育成都市　子ども未来政策

出典：第7次佐世保市総合計画（後期基本計画）

現状・課題の抽出【第1回分科会・資料6から抜粋】

2 地域での子育ての支援	地域における子育て支援の充実	○在宅の子どもに対する支援の整理 ○ファミリーサポートセンター会員の登録数の増加を図るとともに、利用を促進するための仕組みの構築	「地域子育て支援拠点事業」…「利用していない」が約40%であり、このうち約3割は「地域子育て支援拠点事業等がよくわからない」と回答した	実態ニーズ調査【問13, 15】
			「ファミリーサポートセンター」…会員数は令和5年1月末時点で2,638人であり、毎年増加している。活動状況は令和5年1月末時点で合計2,242件であり、このうち「買い物等外出の際の子どもの預かり」が947件で最も多い。	統計データ(佐世保市)
			「させぼ子ども食堂ネットワーク」における民間ベースでの活動…11ヶ所(令和5年度)	統計データ(佐世保市)
	地域における子どもの健全育成	○児童センターのあり方の整理等を含めた地域における子どもの居場所づくり ○児童クラブのニーズ量等を踏まえた計画的な整備及び質の確保	「子どもの健全育成のための居場所や遊び場づくり」…「重要度」については81.6%の人が「重要」であると回答(前回から約22ポイント上昇)、また約「満足度」については54%の人が「満足」「やや満足」と回答したが、前回と比較するとマイナス1.8ポイント減少している	実態ニーズ調査【問35⑥】
			「小学校就学後の放課後の過ごし方について」…低学年では、「放課後児童クラブ」が54.9%で最も高く、次いで「自宅」が38.1%であった。 高学年では、「自宅」が43.5%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が41.0%であった。	実態ニーズ調査【問24(1)(2)】
			「放課後に過ごす場所」…「放課後児童クラブ」と回答した割合が32%で「自宅」に次いで高く、「塾や習い事」と回答した割合が20.2%であった	小学生保護者アンケート【問29】
			「特に力を入れてほしい子どもに関する取り組み」…小学校保護者において「放課後児童クラブをはじめとした、子どもの居場所の充実」と回答した人の割合40.5%と最も高い	小・中学生保護者アンケート【問34】
			放課後児童クラブに対する意見・要望 (放課後児童クラブに空きがなく、悩む親は多い・利用料が場所によって差があることに対する意見・利用所免除や補助の要望等)	実態ニーズ調査【自由回答】 若者グループインタビュー 小学生保護者アンケート【自由回答】
			子どもの居場所に関する意見・要望 (子どもが喜ぶイベントを開催してほしい・気軽に1日中遊べる場所を作ってほしい・放課後や夏休みに地域の子どもたちが集えて、宿題などの自主学習ができる場所の提供などをしてほしい)	実態ニーズ調査【自由回答】
			屋内遊び場に対する要望 (室内遊び場が少ない・既存施設(メリッタ)に対する意見(利用料が高い・駐車場が高い・駐車場が狭い)・室内の大きい無料施設がほしい)	実態ニーズ調査【自由回答】 小学生保護者アンケート【自由回答】
			屋外遊び場(公園)に対する要望 ・0～3才の子供が安全に遊べる施設を作ってほしい。・大型アスレチックが入った公園を作ってほしい。 ・外遊びをさせたいのに、野球禁止、サッカー禁止、花火禁止の公園が多すぎる。周辺に住まいがない広い自由スペースのある公園ができてほしい。 ・地区によっては小さな公園が廃墟化しており遊べる場所がない。・公園管理不備(トイレ含)に対する意見・要望 ・新しい遊具の広い公園をたくさん作ってほしい。佐世保市の強みである森きらら、海きららはしっかりと関与して維持してほしい。 ・四ヶ町三ヶ町アーケード内に遊べるスポットを作ってほしい。	実態ニーズ調査【自由回答】 小学生保護者アンケート【自由回答】

佐世保市の今後の課題

- 身近な地域に相談できる相手がいないため、助け合う機会も少なくなっていることから、子育て家庭が孤立し、その負担感が増大しています。
- また、子どもの放課後における生活をめぐっては、核家族化の進展や女性の社会進出等の変化に伴い、その過ごし方が多様化し、居場所について、ニーズの高まりとともに、質の確保も求められています。

具体的な取組

【地域における子育て支援の充実】
・地域子育て支援機能の充実
・ファミリーサポートセンターの運営　など

【地域における子どもの健全育成】
・放課後児童対策パッケージに係る取組の推進
・施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり　など

4-3 施策３　幼児教育・保育の充実

ひと―育み、学び、認め合う「人財」育成都市　子ども未来政策

施策３　幼児教育・保育の充実

施策の目的

子どもが充実した幼児教育・保育サービスを受けられ、また、保護者が子育てと仕事を両立できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
保育所等待機児童数（10月1日時点）	0人	0人

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 幼児教育・保育に係る各種サービスについて、日頃から情報の収集を行うとともに、子育てと仕事の両立など、状況に応じて適切な利活用を図ることが望まれます。

施策の方向性

- 幼児教育・保育における量の確保と質の向上

安心して子どもが施設を利用できるよう、既存施設の老朽化に伴う改修への支援及び保育士等の処遇改善などによる保育人材確保策により、地域の実情に応じた幼児教育・保育の量を確保するとともに質の向上を図ります。
また、幼児教育センターをはじめとして、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、保育士等に対する各種研修・講座の開催や保育所等における保育内容の確認等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

- 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

共働き家庭の増加や多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応できる体制を充実させるとともに、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、支援を必要とする子どもの健やかな育ちを支えるための施策の充実を図ります。

民間の役割

- 幼児教育・保育を行う施設等は、需要に対する供給量の確保や幅広いニーズに対応するなど、利用する市民の立場を考慮したきめ細やかな支援を行います。
特に、幼児教育・保育における質の向上のための取組については積極的に推進します。

32

出典：第7次佐世保市総合計画（後期基本計画）

現状・課題の抽出【第1回分科会・資料6から抜粋】

3 幼児教育・保育の充実	幼児教育・保育における量の確保と質の向上	○幼児教育・保育の無償化に伴う、今後の需要の変化等の動向把握及び量の確保方策 ○多様なニーズに対応するための保育人材の確保 ○認可外保育施設における保育の質の確保 ○離島・辺地等における保育の維持 ○幼児教育・保育に係る調査研究事業の成果について、乳幼児教育の質の向上への活用方策や学会等でのより多くの関係者に向けた情報発信 ○多様な保育施設・保育形態に対応した研修の実施 ○保幼小連携の全市的なシステムの継続と推進 ○インクルーシブ教育を推進するため、保育者の『多様な子どもに対応できる知識・スキル』の向上	「保育所等の働きながら子どもを預けられる施設」…「重要度」については85.2%の人が「重要」であると回答（前回から約11ポイント上昇）、また約「満足度」についても61.4%の人が「満足」「やや満足」と回答（前回から8.4ポイント上昇）	実態ニーズ調査【問35⑬】
			「母親の就労状況」…現在働いている母親、働きたい母親が増加している一方、1年以内に専業主婦を希望する母親は減少	実態ニーズ調査【問9①②】
			「教育・保育の量の見込み（実績）」…第2期当初計画・中間見直し時の推計値を下回っており、確保方策の実績値との乖離が拡大	統計データ（佐世保市）
			保育料に対する意見・要望 （第2子以降（1、2歳児）の保育料無償化で「同時在園」という制度をなくしてほしい・保育料が高い・0歳児も無償化の対象としてほしい・なぜ3人目（上2人は小学生、3人目は保育園）なのに保育料を1人目の金額なのか。経済的に厳しい）	実態ニーズ調査【自由回答】
	幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開	○医療的ケア児の受入など、多様な保育ニーズへの対応 ○連携中枢都市圏事業における、病児・病後児保育の広域的な展開 ○多様なニーズに対応するための保育人材の確保【再掲】	「多様なニーズにこたえられる幼稚園・保育所等」…「重要度」については80.4%の人が「重要」であると回答（前回から約9ポイント上昇）、また約「満足度」についても70.1%の人が「満足」「やや満足」と回答（前回から8.1ポイント上昇）	実態ニーズ調査【問35⑧】
			「お子様の病気の際の対応」…前回と比較して父母ともに「仕事を休んで子どもを見た」の割合が増加している。	実態ニーズ調査【問20-1】
			「病児保育の認知度」…約96%と非常に高い。	実態ニーズ調査【問20-2】
			病児保育に対する意見・要望 ・病児保育施設が少ない ・病児保育の預かり時間が各小児科もう少しだけ（18:30頃まで）延長してくれるとさらに働きやすい	実態ニーズ調査【自由回答】

佐世保市の今後の課題

- ライフスタイルや就業形態等が多様化する中、幼児教育・ 保育へのニーズもきめ細かな ものに変化しています。
- 一方、乳幼児期は人格形成の基礎を培う大事な時期であることから、幼児教育・保育において、質の向上が求められています。

具体的な取組

【幼児教育・保育における量の確保と質の向上】
・幼児教育・保育の充実
・幼児教育・保育の質の向上　　など

【幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開】
・延長保育等の実施
・病児保育の推進
・その他の保育事業　　など

4-4 施策４　経済的支援の推進

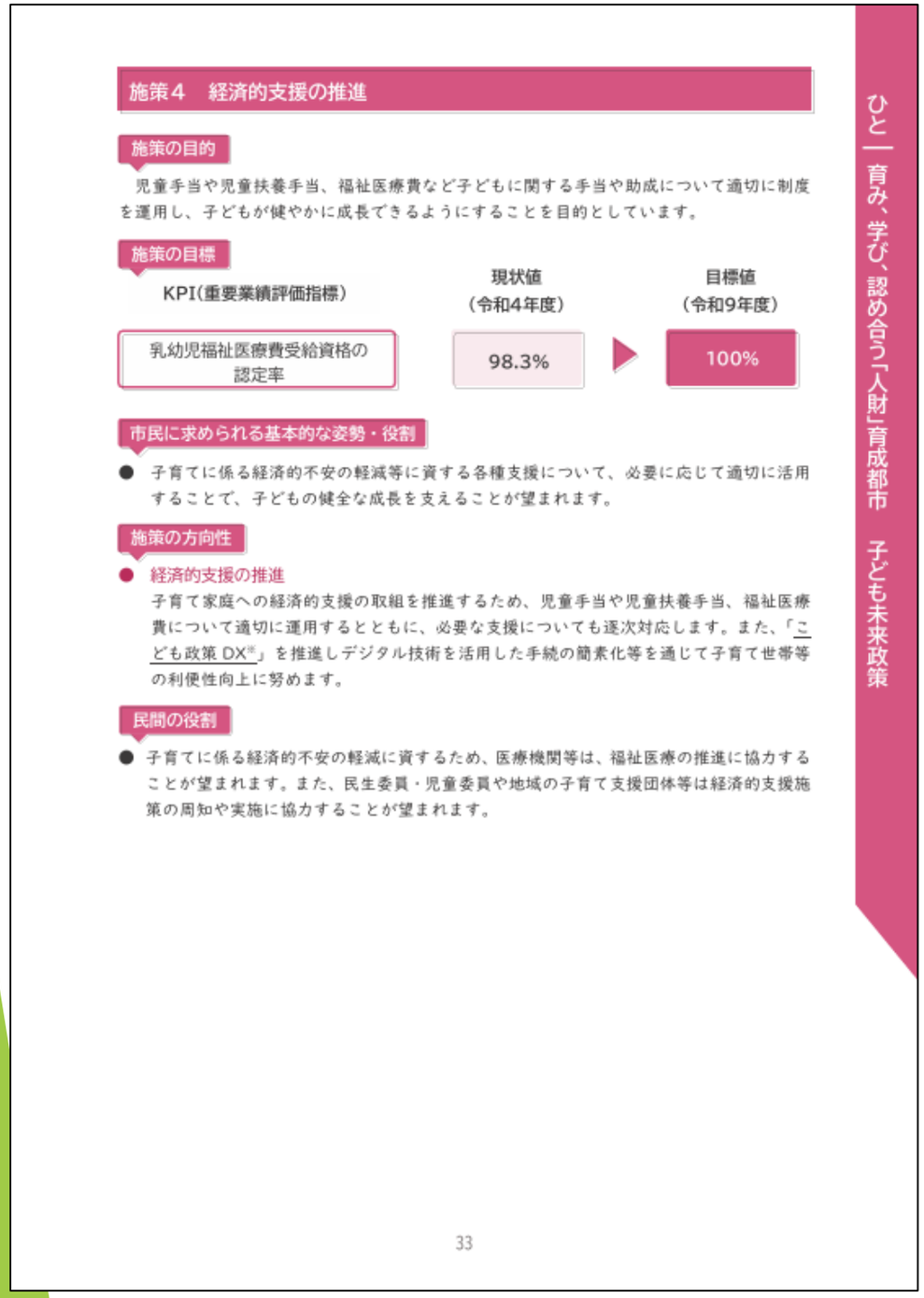

施策４　経済的支援の推進

施策の目的

児童手当や児童扶養手当、福祉医療費など子どもに関する手当や助成について適切に制度を運用し、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
乳幼児福祉医療費受給資格の認定率	98.3%	100%

市民に求められる基本的な姿勢・役割

● 子育てに係る経済的不安の軽減等に資する各種支援について、必要に応じて適切に活用することで、子どもの健全な成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

● 経済的支援の推進

子育て家庭への経済的支援の取組を推進するため、児童手当や児童扶養手当、福祉医療費について適切に運用するとともに、必要な支援についても逐次対応します。また、「こども政策 DX※」を推進しデジタル技術を活用した手続の簡素化等を通じて子育て世帯等の利便性向上に努めます。

民間の役割

● 子育てに係る経済的不安の軽減に資するため、医療機関等は、福祉医療の推進に協力することが望まれます。また、民生委員・児童委員や地域の子育て支援団体等は経済的支援施策の周知や実施に協力することが望まれます。

33

ひと一育み、学び、認め合う「人財」育成都市　子ども未来政策

出典：第7次佐世保市総合計画（後期基本計画）

現状・課題の抽出【第1回分科会・資料6から抜粋】

4 経済的支援の推進	経済的支援の充実	○福祉医療制度等における制度の認知度向上 ○制度利用にあたっての利便性の向上 （「こども政策DX」の推進、デジタル技術を活用した手続の簡素化等）	「子育てにあたって感じている不安・課題」…48%の人が「子どもの教育費や医療費などの経済的な不安」があると回答	実態ニーズ調査【問33】
			「子どもの医療費や教育費の負担軽減などの経済的な支援」…「重要度」については約94%の人が「重要」であると回答（前回から約6ポイント上昇）、また「満足度」については前回より「不満」「やや不満」の割合が増加している。 重要度の平均値は13項目の中でも最も高く、一方で満足度の平均値は13項目の中で下から2番目であり、前回から満足度は低下している。	実態ニーズ調査【問35③】
			子どもの医療費に対する意見・要望 ・子どもの医療費を無料にしてほしい　・最低でも中学生までは無料にして欲しい ・無料は無理でも少しは安くしてほしい　・病院変わるごとに月1600円は高い ・佐世保市は子供の病院代が無料ではない所が不満　以前住んでいた市では完全無料　病院代、処方箋薬局どちらも完全無料だったので引っ越してきて支払いがある事に驚いた　子どもの人数も多い為かなり経済的負担	実態ニーズ調査【自由回答】
			その他経済的支援に対する意見・要望 ・習い事などの補助をしてほしい　経済的な理由で子どものやりたいことを選ばせないといけない又はできない ・低所得層への支援はよくされていると感じる　ギリギリのとこにいる自分たちへの支援は全く感じられない　物価が高騰している今だからこそ、子育て世帯を対象に一律給付してほしい	実態ニーズ調査【自由回答】
			「経済的な子どもへの影響」…小学生保護者においては「習い事に通わせられなかった」の割合が15.6%と最も高く、中学生保護者においては「お小遣いを渡せなかった」の割合が16.8%と最も高い。また、どちらにおいても「世帯区分2（貧困層）」の値が突出している。	小・中学生保護者アンケート【問18】
			「特に力を入れてほしい子どもに関する取り組み」…小学生保護者及び中学生保護者ともに、「ひとり親世帯」「世帯区分2（貧困層）」では、「ひとり親家庭への援助」と回答した人の割合が最も多い	小・中学生保護者アンケート【問33】

佐世保市の今後の課題

● 子どもや子育て家庭においては、経済的な不安定さや子育てや教育にかかる費用負担などから多くの市民が子育て に係る経済的な不安を感じています。

具体的な取組

【経済的支援の推進】
・児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施
・福祉医療制度の運用
・ひとり親家庭等の自立支援　　など

4-5 施策を支える包括的な取り組み

新

現状・課題の抽出【第1回分科会・資料6から抜粋】

施策を横断しながら包括的に推進する取組	育児休業	○育児休業の取得率の向上	「育児休業の取得状況」…「母親」については56.5%の人が「取得した（取得中である）」と回答し、前回より約20ポイント上昇。「父親」については10.9%の人が「取得した（取得中である）」と回答し、前回より8.7ポイント上昇しているものの依然として取得率は低い状況である。	実態ニーズ調査【問25】
			「全国の育児休業取得率」…【2022年度】女性：80.2%、男性：17.13%（男性は前年度比3.16ポイント上昇） ※国の目標値→2025年までに50%、2030年までに85%（こども未来戦略より）	統計データ（厚生労働省）
	貧困対策	○子どもへの食事の提供	「子育てにあたって感じている不安・課題」…「子どもに対する食事の提供」と回答した人が14.3%であり、約7人に1人の割合で不安を感じる保護者が一定数存在している	実態ニーズ調査【問33】
			【再掲】「させぼ子ども食堂ネットワーク」における民間ベースでの活動…11ヶ所（令和5年度）	統計データ（佐世保市）
	共働き・共育て	○男性の育児参加の推進 ○仕事と子育ての両立への対応 ○ワークライフバランスに係る企業等への働きかけ	「共育て」…父親の育児参加について55.5%の人が子育てに積極的に参加している一方で、あまり育児に参加していない父親が約24%と一定数存在している	実態ニーズ調査【問25】
			「子育てにあたって感じている不安・課題」…「子どもの育児と仕事の両立」を回答した人が56.2%であり最も高い	実態ニーズ調査【問33】
			「子育てと仕事が両立できる職場環境づくり」…「重要度」については75.6%の人が「重要」であると回答（前回から12ポイント上昇）、また約「満足度」については49%の人が「不満」「やや不満」と回答したが、前回と比較すると6.4ポイント増加している	実態ニーズ調査【問35①】
	情報発信・こども・若者の意見聴取	○時代の流れを踏まえた、随時有効な媒体を活用した情報発信 ○状況の変化や市民ニーズに柔軟に対応できる相談窓口体制の構築 ○こども・若者から意見を聴き、反映させる取組	「子育てに関する情報提供」…「重要度」については47.2%の人が「重要」であると回答（前回から約10ポイント上昇）、また「満足度」については約60%の人が「満足」「やや満足」と回答（前回から約14ポイント上昇）	実態ニーズ調査【問35⑩】
			佐世保市がどんな支援をしてくれるのかわからない。	若者グループインタビュー
			SNS発信をしていただけると育児の合間に見やすい。最近の若者はネットで検索するよりも先にインスタで検索して情報を取りに行く	若者グループインタビュー
			佐世保市のホームページは文字ばかりでわかりづらい。自分から情報を取りに行くにしてもページまでの導線が悪い	若者グループインタビュー

佐世保市の今後の課題

- 男性の育児休業取得率は上昇しているものの、依然として低い状況であり、「共働き・共育て」における仕事と子育ての両立に不安を感じている市民が半数程度存在しています。
- 子育てと仕事が両立できる 職場環境づくりにおいては、多くの市民が重要であると感じながらも、約半数の市民が不満であると感じています。
- 時代の流れを踏まえて、若い世代の方や子育て世帯が必要とする情報について、手軽にたどり着き、わかりやすく知ることができるかが重要となります。
- こども基本法に基づき、こども施策の推進にあたって、こどもや若者の意見を聴き、施策に反映していくことが求められます。

具体的な取組

【子ども・若者の育成・支援】
・子ども・若者の貧困対策　など
【親や子の居場所づくり】
・子育て世帯を孤立させない居場所づくり　など
【共働き・共育ての推進】
・ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成　など
【子育て情報提供と相談体制の充実】
・子育て支援情報の発信　など

第５章　子ども・子育て支援事業計画

【別紙にて準備】

資料４：次期プラン教育・保育の量の見込み
及び地域子ども・子育て支援事業
事業計画（案）
令和７年度～１１年度

第６章　計画の推進体制

6-1 計画の推進と進捗管理

（１）計画の推進にあたって

（２）計画の進捗管理と点検・評価

他自治体
記載例

図解を追加して
わかりやすく

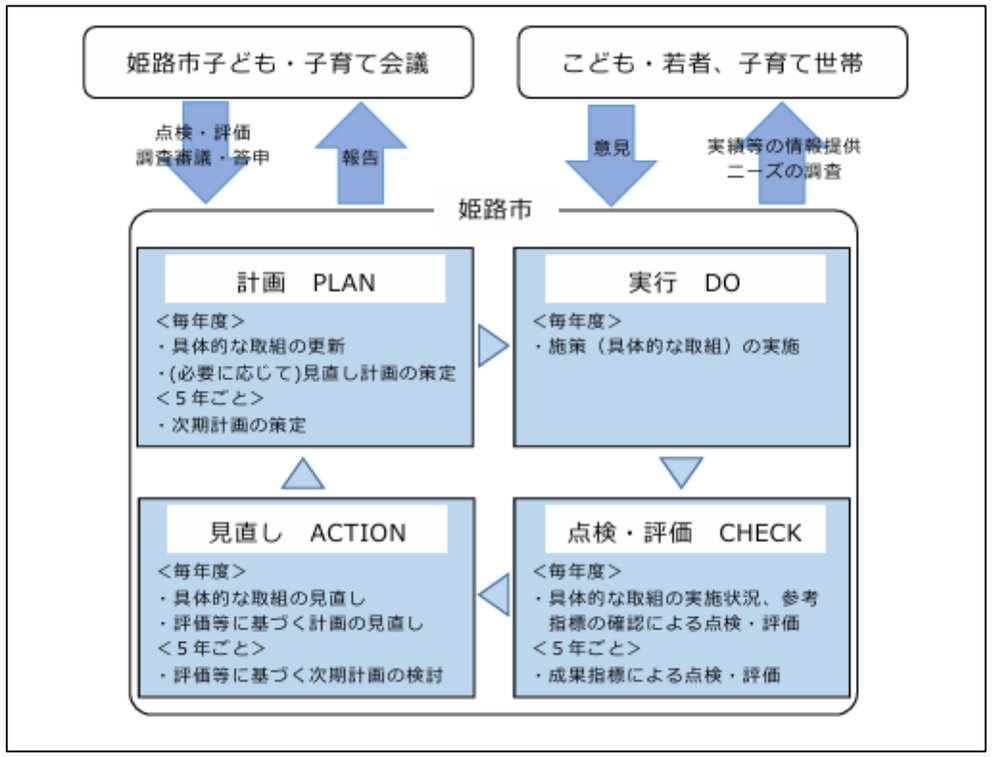

出典：姫路市こども計画＜素案＞

資料編

（１）佐世保市子ども・子育て会議委員名簿

新 （２）佐世保市子ども・子育て会議条例（条文）

（３）佐世保市子ども・子育て会議審議経過

新 （４）計画策定にあたっての意見聴取の概要

→アンケート調査、インタビュー等の実施結果

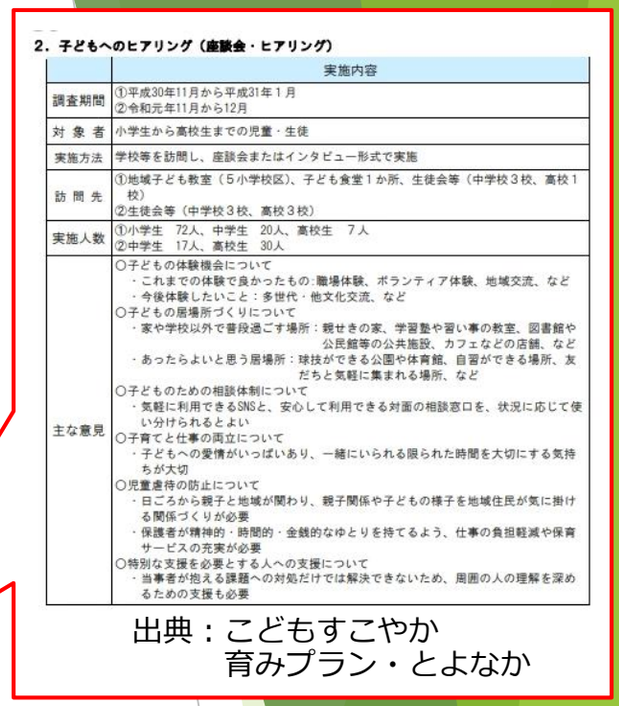

2．子どもへのヒアリング（座談会・ヒアリング）

	実施内容
調査期間	①平成30年11月から平成31年１月 ②令和元年11月から12月
対象者	小学生から高校生までの児童・生徒
実施方法	学校等を訪問し、座談会またはインタビュー形式で実施
訪問先	①地域子ども教室（５小学校区）、子ども食堂１か所、生徒会等（中学校３校、高校１校） ②生徒会等（中学校３校、高校３校）
実施人数	①小学生　72人、中学生　20人、高校生　７人 ②中学生　17人、高校生　30人
主な意見	○子どもの体験機会について ・これまでの体験で良かったもの：職場体験、ボランティア体験、地域交流、など ・今後体験したいこと：多世代・他文化交流、など ○子どもの居場所づくりについて ・家や学校以外で普段過ごす場所：親せきの家、学習塾や習い事の教室、図書館や公民館等の公共施設、カフェなどの店舗、など ・あったらよいと思う居場所：球技ができる公園や体育館、自習ができる場所、友だちと気軽に集まれる場所、など ○子どものための相談体制について ・気軽に利用できるSNSと、安心して利用できる対面の相談窓口を、状況に応じて使い分けられるとよい ○子育てと仕事の両立について ・子どもへの愛情がいっぱいあり、一緒にいられる限られた時間を大切にする気持ちが大切 ○児童虐待の防止について ・日ごろから親子と地域が関わり、親子関係や子どもの様子を地域住民が気に掛ける関係づくりが必要 ・保護者が精神的・時間的・金銭的なゆとりを持てるよう、仕事の負担軽減や保育サービスの充実が必要 ○特別な支援を必要とする人への支援について ・当事者が抱える課題への対処だけでは解決できないため、周囲の人の理解を深めるための支援も必要

出典：こどもすこやか
育みプラン・とよなか

新 （５）子どもの権利

→「子どもの権利条約」について、認知度（小・中学生アンケート結果）

新 （６）こども基本法（条文）

（７）用語解説

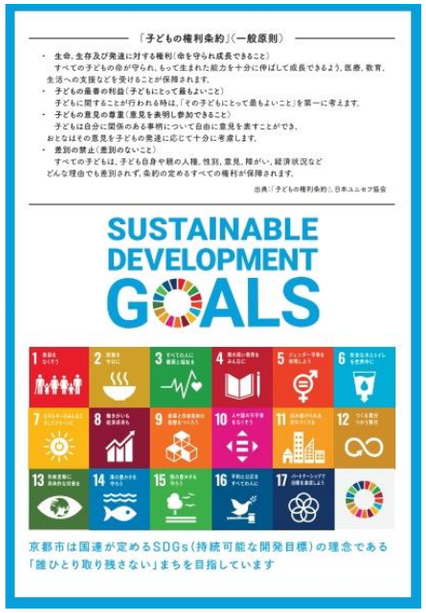

「子どもの権利条約」（一般原則）

- 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
  すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
  子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
  子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- 差別の禁止（差別のないこと）
  すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

出典：「子どもの権利条約」、日本ユニセフ協会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

京都市は国連が定めるSDGs（持続可能な開発目標）の理念である「誰ひとり取り残さない」まちを目指しています

出典：京都市はぐくみプラン

■子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年（1989年）秋の国連総会で全会一致で採択されたものです。我が国は平成２年（1990年）９月21日にこの条約に署名し、平成６年（1994年）４月22日に批准を行いました。（外務省HPより）

本条約は本文54条からなり、以下の4つの包括的権利を子どもに保障しています。

生きる権利
○一人ひとりの生命が大切にされること
○病気や怪我をした時に、治療をうけることができること　など

守られる権利
○あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られること
○プライバシーが守られること。他の人から誇りを傷つけられないこと　など

育つ権利
○教育を受けることができること
○適切な情報提供等の支援を受けること
○自分らしく育つことができること
○考えることや信じることの自由が守られること
○休や心を休ませることや、年齢にふさわしい遊びや文化・芸術活動に参加できること　など

参加する権利
○自分に関係のあることについて自分の意見を表明できること
○表明した意見は年齢や成長に応じて考慮されること
○友人を作り、友人と集うこと。但し、他の人に迷惑をかけてはいけません　など

子どもに関わることについては、子どもにとって一番よいこと（最善の利益）を第一次的に考慮することが求められています

出典：こどもすこやか
育みプラン・とよなか

（参考）他自治体の事例

根拠法令	子ども・若者育成支援推進法
条項	子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項

他自治体事例

基本目標３　若者の生活を支え、未来への希望の実現を支援する

施策区分１　若者の社会的・職業的自立への支援

○　概要

すべての若者が、心理的・社会的に発達し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自らの可能性を広げることができるよう、大学等の高等教育機関への修学を支援するとともに、様々な就労支援を行い、若者の夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を推進します。

○　関連する計画

・　姫路市男女共同参画プラン

○　施策の内容

◆　施策１：高等教育の修学支援

若者が、その置かれた状況にかかわらず大学等に進学する機会を確保できるよう、経済的理由や家庭環境等により修学困難な若者に対して、各種奨学金の給付を行います。

◆　施策２：若者の就労支援

「姫路しごと支援センター」における就業相談やキャリアカウンセリング、地元企業と学生のマッチング等、様々な方法で若者の就労を支援します。また、国の委託を受けて NPO 法人が運営する「ひめじ若者サポートステーション」と連携し、働いたことのない若者や若年無業者（ニート）の人が一歩を踏み出すための支援を行う等、若者の社会的・職業的自立の支援に取り組みます。

施策区分６　こども・若者の自殺対策

○　概要

小中高生における自殺者数は全国的に増加傾向にあります。まだ人生の入口にいるこども・若者が命を自ら断つことほど痛ましいことはなく、誰も自殺に追い込まれることのないよう取り組む必要があります。

そこで、相談支援体制の充実や自殺予防に関する教育や周知・啓発の推進等、こども・若者の自殺対策を推進します。

○　関連する計画

・　ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン

○　施策の内容

◆　施策１：相談支援体制の充実

学校におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、総合福祉会館の「福祉つながる窓口」等の相談窓口の体制強化や周知の推進により、問題や悩みを抱えたこども・若者やその家族が相談しやすい体制づくりを進めます。

また、関係機関のネットワークを強化し、地域における相談支援や見守り、地域づくり等を推進します。

◆　施策２：自殺予防に関する教育や周知・啓発

SOS の出し方や受け止め方に関する自殺予防教育を推進するとともに、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業など、こころの健康づくりや自殺予防に関する周知・啓発を行います。

また、問題や悩みを抱えたこども・若者が孤立しないよう、身近な人の悩みや SOS に気付き、見守ることのできるゲートキーパーの育成に努めます。

出典：姫路市こども計画＜素案＞

（参考）他自治体の事例

根拠法令	子どもの貧困対策の推進に関する法律
条項	子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

他自治体事例

施策区分３　こども・若者の貧困対策

○　概要

貧困の課題を抱えると思われる世帯の割合は 10.4%、ひとり親家庭においては53.6%にのぼります。今この瞬間にも、生まれ育った家庭や様々な事情から貧困の状態となり、すこやかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されず、権利が侵害された状況で生きているこども・若者がいます。こども・若者の貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を各家庭だけの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

そこで、すべてのこども・若者が、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持って生きることができるよう、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労の支援など、様々な観点から、関係機関の連携のもと、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

○　関連する計画

・　姫路市教育振興基本計画
・　姫路市地域福祉計画
・　姫路市人権教育及び啓発実施計画

○　施策の内容

◆　施策１：教育の支援

生活が困窮しているこどもに対して就学援助費を支給する等、教育費負担の軽減を図るとともに、低学力・低学歴による貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や低所得のひとり親世帯のこどもを対象とした学習支援を実施します。また、令和５年４月に開校した夜間中学校「あかつき中学校」において、様々な事情により十分な教育を受けられなかった人を受け入れ、義務教育を受ける権利の保障を図ります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による学校の相談体制をととのえるとともに、要保護児童対策地域協議会の活用等により、教育・福祉等関係機関が連携し、貧困世帯の把握と困りごとの解決を図ります。

◆　施策２：生活の安定のための支援

健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護費の給付や、住宅確保に関する支援等､経済的に困窮する世帯の生活を安定させるための支援に取り組みます｡また、市内のこども食堂に対する支援や NPO 法人と連携したフードドライブの実施等により、経済的に困窮する世帯のこどもや保護者の食事に関する選択肢を増やします。

◆　施策３：保護者の就労の支援

経済的に困窮する世帯の就労と自立を支援するため､「くらしと仕事の相談窓口」に

出典：姫路市こども計画＜素案＞